

議案第56号

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

区分	手数料の額
介護予防・日常生活支援総合訪問型サービス事業	1時間につき 240円

を
」

「

区分	手数料の額
----	-------

に、
」

「

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)
-----------------------	---------------------------------

を
」

「

登録基準該当介護予防サービス事業者登録申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)
介護予防・日常生活支援総合第1号事業指定事業者指定申請	1件につき 15,000円 (更新の場合は8,000円)

に
」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 介護予防・日常生活支援総合第1号事業指定事業者指定申請の手数料は、平成29年3

月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けた者であって、引き続き第1号訪問事業又は第1号通所事業のうち介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護と同種の事業を行う事業者として申請をする場合は、更新の場合の手数料とする。

別表第4中

「

第一種動物取扱業の登録変更申請	1件につき 10,000円
-----------------	---------------

を

」

「

第一種動物取扱業の登録変更の届出に係る実地検査等	1件につき 10,000円
--------------------------	---------------

に

」

改める。

別表第7中

「

低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面（以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。）	一戸建ての住宅	5,000円
-----------------	---	---------	--------

を

を添付した場合	
---------	--

「

低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面(以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合	一戸建ての住宅	5,000円
-----------------	---	---------	--------

に、

「

			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物調査機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物	一戸建ての住宅		5,000円

	<p>のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合</p>			を
--	--	--	--	---

」

「

				<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	513,000円
<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネ</p>	<p>建築物エネルギー消費性能の基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第10条第1号の工</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合するこ</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下であるもの</p>	20,000円
				<p>床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メ</p>	40,000円

<p>アレルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合</p>	<p>工場等（以下この表において「工場等」という。）</p>	<p>とを審査する場合</p>	<p>1メートル以下であるもの</p>	
			<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの</p>	<p>103,000円</p>
			<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの</p>	<p>156,000円</p>
			<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの</p>	<p>194,000円</p>
			<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>240,000円</p>
<p>工場等以外の非住宅</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合す</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合す</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下であるもの</p>	<p>262,000円</p>
			<p>床面積の合計が300平方メートルを超え</p>	<p>418,000円</p>

			ることを審査する場合	2,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	596,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	731,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	861,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	983,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	94,000円
				床面積の合計が300平方メ	159,000円

		口に適合することを審査する場合	メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	257,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	336,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	404,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	474,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	11,000円
			床面積の合計	23,000円

<p>項の規定により 変更後の建築物 エネルギー消費 性能確保計画を 提出し、又は通知 する場合</p>	<p>1 項第 1 号 イ又はロに 適合するこ とを審査す る場合</p>	<p>が 300 平方メ ートルを超え 2,000 平方メ ートル以下で あるもの</p>	
		<p>床面積の合計 が 2,000 平方 メートルを超 え 5,000 平方 メートル以下 であるもの</p>	60,000円
		<p>床面積の合計 が 5,000 平方 メートルを超 え 1 万平方メ ートル以下で あるもの</p>	91,000円
		<p>床面積の合計 が 1 万平方メ ートルを超え 2 万 5,000 平 方メートル以 下であるもの</p>	114,000円
	<p>床面積の合計 が 2 万 5,000 平方メートル を超えるもの</p>	142,000円	
<p>工場等以外の 非住宅</p>	<p>建築物エネ ルギー消費 性能基準等 を定める省</p>	<p>床面積の合計 が 300 平方メ ートル以下で あるもの</p>	132,000円

令第1条第1項第1号に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	212,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	306,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	379,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	448,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	513,000円
建築物エネルギー消費性能基準等	床面積の合計が300平方メートル以下で	48,000円

に、

			を定める省 令第1条第 1項第1号 に適合す ることを審 査する場合	あるもの 床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 2,000平方メ ートル以下で あるもの	82,000円
				床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	137,000円
				床面積の合計 が5,000平方 メートルを超 え1万平方メ ートル以下で あるもの	182,000円
				床面積の合計 が1万平方メ ートルを超え 2万5,000平 方メートル以 下であるもの	219,000円
				床面積の合計 が2万5,000 平方メートル を超えるもの	258,000円
建築物エネルギー消費性能確 保計画の軽微な変更に関する	工場等	建築物エネ ルギー消費	床面積の合計 が300平方メ	5,000円	

証明書の交付	性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	メートル以下であるもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超えない場合	11,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	30,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	45,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	57,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	71,000円
工場等以外の	建築物エネ	床面積の合計	66,000円

非住宅	ルギー消費が300平方メートル以下で性能基準等を定める省あるもの	
	令第1条第1項第1号が300平方メートルを超えることを審査する場合	106,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	153,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	189,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	224,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	256,000円

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超える2,000平方メートル以下であるもの	41,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	91,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	109,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートル	129,000円

<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請</p>	<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>を超えるもの 5,000円</p>
		<p>住戸建築物床面積の合計部分が300平方メートル以下であり、エネルギー消費性能あるもの</p>	<p>94,000円</p>
		<p>部分基準等以外を定める省令の部の</p>	

			分	(平成 28年経 済産業 省令・ 国土交 通省令 第 1 号) 第 8 条 第 1 号イ (2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合			を
--	--	--	---	--	--	--	---

」

「

			住戸	建築物	床面積の合計	94,000円	
			部分	エネルギー	が300平方メ		
			及び	ギー	ートル以下で		
			共用	費性能	あるもの		
			部分	基準等			
			以外	を定め			
			の部分	る省令			
			分	第10条			
				第1号			
				イ(2)			
				及びロ			

に、

(2)
に適合
するこ
とを審
査する
場合

」

「

その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 基準等 を定め る省令 第8条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 するこ とを審 査する 場合	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	94,000円
---------	---	-------------------------------------	---------

を

」

「

その他の建築物	建築物 エネルギー 消費性能 あるもの	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	94,000円
---------	------------------------------	-------------------------------------	---------

			基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合			に、
--	--	--	--	--	--	----

「

			住戸建築物床面積の合計 部分エネルギーが300平方メ 及びギー消費1トル以下で 共用費性能あるもの 部分基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審	48,000円		を
--	--	--	--	---------	--	---

査する
場合

「

住戸	建築物	床面積の合計	48,000円
部分	エネルギー	が300平方メ	
及び	ギー	ートル以下で	
共用	費性能	あるもの	
部分	基準等		
以外	を定め		
の部	る省令		
分	第10条		
	第1号		
	イ(2)		
	及びロ		
	(2)		
	に適合		
	するこ		
	とを審		
	査する		
	場合		

に、

「

その他の建築物	建築物	床面積の合計	48,000円
	エネルギー	が300平方メ	
	ギー	ートル以下で	
	費性能	あるもの	
	基準等		
	を定め		
	る省令		
	第8条		

		第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審査 する場合		を
」				
「				
	その他の建築物	建築物 エネルギー 消費量が300平方メ ートル以下で 性能あるもの 基準等 を定め る省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2) に適合 すること を審査 する場合	床面積の合計 48,000円	に、
」				
「				
建築物の工	登録建築物調査	一戸建ての住宅	5,000円	

<p>エネルギー消費性能に係る認定申請</p>	<p>機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合</p>			<p>を</p>
-------------------------	---	--	--	----------

「

<p>建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請</p>	<p>登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合</p>	<p>一戸建ての住宅</p>	<p>5,000円</p>	<p>に</p>
-----------------------------	--	----------------	---------------	----------

することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合

」

改め、同表備考に次のように加える。

- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定の項及び建築物のエネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の項の床面積の合計は、建築物の用途に応じ工場等及び工場等以外の非住宅の区分に係る部分の床面積についてそれぞれ算定する。この場合において、当該建築物の床面積の合計を全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額が、それぞれの区分において算定した手数料の額の合計額以下であるときは、当該全て工場等以外の非住宅の区分として算定した手数料の額を当該手数料の額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了通知の手数料の額は、建築物に関する完了検査申請又は完了通知の項に規定する手数料の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる手数料の額を加えた額とする。

	区分	手数料の額（1棟につき）
工場等	床面積の合計が500平方メートル以下であるもの	1,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル	4,000円

	トルを超え1万平方メートル以下であるもの	
	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	6,000円
工場等以外	床面積の合計が100平方メートル以下であるもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円

別表第9中

「

	危険物を移送するため70,000円に危険物の配管の延長が15キロを移送するためのメートルを超えるもの	配管の延長が15キ
--	--	-----------

		ロメートル又は15 キロメートルに満 たない端数を増す ごとに17,000円を 加えた額	を
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第25条第1項の規定に基づく 煙火の消費の許可申請		7,900円	

「

		危険物を移送するため の配管の延長が15キ ロメートルを超えるもの	70,000円に危険物 を移送するための 配管の延長が15キ ロメートル又は15 キロメートルに満 たない端数を増す ごとに17,000円を 加えた額	
火薬類取締法（昭和25年 法律第149号）第5条の規 定に基づく火薬類の販売 営業の許可申請	競技用紙雷管のみの販売営業 その他の販売営業		25,000円 110,000円	
火薬類取締法第12条第1 項の規定に基づく火薬庫 の設置、移転又はその構 造若しくは設備の変更の 許可申請	火薬庫の設置又は移転 火薬庫の構造又は設備の変更		73,000円 8,300円	
火薬類取締法第15条第1 項又は第2項の規定に基 づく火薬庫の完成検査	火薬庫の設置又は移転の許可に係る完成 検査 火薬庫の構造又は設備の変更の許可に係 る完成検査		41,000円 23,000円	に
火薬類取締法第17条第1	譲渡し		1,200円	

項の規定に基づく火薬類	火工品のための譲受け		2,400円
の譲渡し又は譲受けの許可申請	その他の譲受け	申請に係る火薬類 (火工品を除く。)の 数量が25キログラム 以下のもの	3,500円
		その他の場合	6,900円
	火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの	
の輸入の許可申請	その他の場合		25,000円
火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可申請			7,900円
火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可申請			220,000円
火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査			41,000円
火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査			41,000円

」

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。